

告 示

埼玉県告示第六百三十号

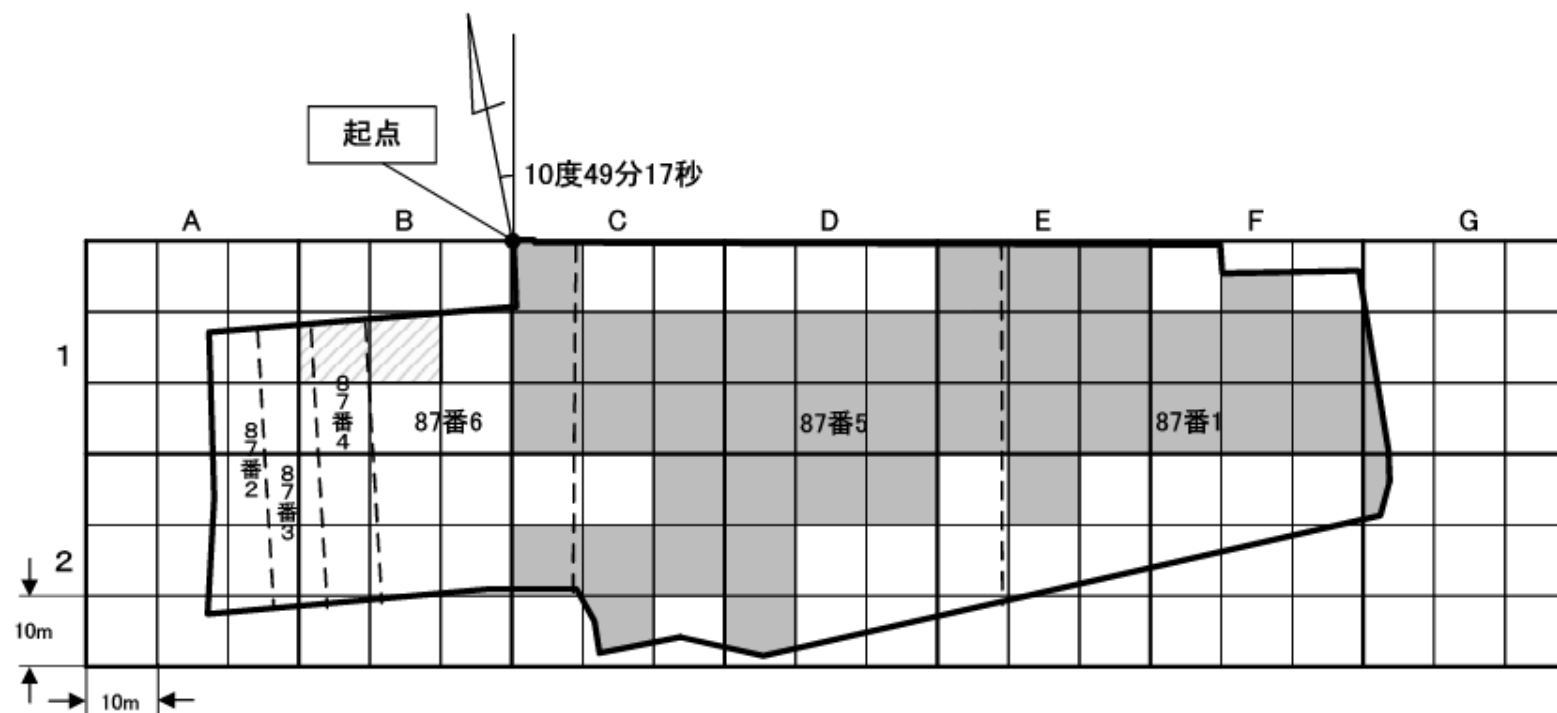
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第九百三十三号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和八年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県三郷市高州二丁目八十七番三の一部、八十七番四の一部及び八十七番六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点

起点は埼玉県三郷市高州二丁目87番6の最北端とする。

格子の回転角度 10度49分17秒

形質変更時要届出区域を解除する区画

形質変更時要届出区域

敷地境界

地番境界